

令和4年4月12日

株 主 各 位

大阪市北区天満一丁目26番3号

株式会社 OSGコーポレーション

代表取締役社長 山 田 啓 輔

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。書面による議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年4月26日（火曜日）午後6時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 令和4年4月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市北区天満一丁目26番3号
当社本社 9階会議室
状況に応じて、第2会場へご案内させていただく場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第52期（令和3年2月1日から令和4年1月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第52期（令和3年2月1日から令和4年1月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.osg-nandemonet.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

第52期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

来る令和4年4月27日(水曜日)に開催予定の第52期定時株主総会での、新型コロナウイルスの感染防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内いたします。株主の皆様におかれましては、ご理解並びにご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 当社の対応について

- ・ 会場受付及びフロア内に、当社製弱酸性除菌水を設置いたします。
- ・ 本年は、軽食・ドリンクのご提供を見合わせます。
- ・ 例年実施させていただいておりました懇親会は、やむなく中止とさせていただきます。
- ・ 会場内では、感染予防のため株主の皆様の間隔を空けてご着席いただくため、十分な席数を確保できない可能性がございます。株主様におかれましては議決権行使書の郵送による事前行使のご検討もよろしくお願い申し上げます。
- ・ 運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスクを着用し対応させていただきます。
- ・ 株主総会会場において、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご了承、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

2. 株主の皆様へのお願い

- ・ 株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調にも十分ご留意いただき、くれぐれもご無理なさいませぬようお願い申し上げます。
- ・ ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用してお越しいただき、会場にて検温と除菌水の使用に、ご協力をお願い申し上げます。
- ・ ご来場の株主様で体調がすぐれない場合は、お近くの運営スタッフまでお申し付けください。体温の高い方、体調不良と見受けられる方には、入場をお控えいただく、もしくはご退出をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

※ 当社ウェブサイト「<https://www.osg-nandemonet.co.jp>」

時節柄、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(令和3年2月1日から
令和4年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和3年2月1日～令和4年1月31日）につきましてご説明いたします。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は進んでいるものの、ブレイクスルー感染や新たな変異株の出現により、先行きは依然として予断を許さない状況が続いております。今後、ブースター接種による感染抑制や有効な治療薬の開発による重症化防止等によって行動制限が緩和されれば、経済も徐々に回復に向かうものと思われませんが、感染症流行前の水準までの回復には一定の時間を要するものと考えられます。

当社は当連結会計年度において、コロナ禍にて改めて「免疫力」・「衛生管理」がキーワードとなるため、WITHコロナ関連製品として水関連機器の製品を新たに3機種発売する計画を立てておりました。

- ① 家庭用機器として「家庭用電解水素水生成機器」
- ② 業務用機器として「水自販機」
- ③ 新変異株対応だけでなく、ノロウイルスにも適応する「次亜塩素酸水生成機器」

しかしながら、世界的な経済の回復から生じたコンテナ不足や輸送費高騰などのサプライチェーンの混乱により、一部海外からの部品調達に大幅な遅れが生じました。同時に、コスト計算の見直しにも時間を費やしました。その結果、3機種の発売が大幅に遅れ、販売計画に大きく影響をもたらしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,867,535千円（前年同期比3.6%減）、営業利益1,141,072千円（同8.7%減）、経常利益1,161,572千円（同7.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は638,498千円（同9.5%増）となりました。

当連結会計年度の事業4セグメント（水関連機器事業・メンテナンス事業・HOD（水宅配）事業・フランチャイズ事業）における経営成績

及び今後の見通しは次のとおりです。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの変更を行っており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。

【当社グループの事業セグメント】

1. 水関連機器事業 家庭用から業務用・産業用に至るまでの水関連機器の販売
『家庭用機器（浄水器、電解水素水生成器）』『水自販機』『ウォータークーラー機器』『衛生管理機器（ハイクロソフト酸化水生成器）』等の製品販売
2. メンテナンス事業 水関連機器販売後のメンテナンス
各種カートリッジ、補修部品等の製品販売
3. HOD（水宅配）事業 ミネラルウォーターの製造・販売及びエリアライセンスチェーンの展開
ミネラルウォーター製造プラント、冷温水サーバー、ボトルドウォーター等の製品販売
4. フランチャイズ事業 食パンの製造・販売、フランチャイズ店舗の展開

【水関連機器事業】

『家庭用機器』につきましては、「飲料水への安心・安全」に加え、コロナ禍における「健康志向」の高まりを受け、今後、ニーズは更に高まると予測しております。しかしながら、前述のとおり、新製品投入の大幅な遅れによって、営業活動に影響を受けました。

『水自販機』につきましては、大手ドラッグストア等の新店、改装が再開しており回復基調にあります。

『ウォータークーラー機器』につきましては、主な市場である自治体や学校等の施設に対する営業活動自粛の影響を受けました。なお、昨年開催された東京五輪の全施設に導入している実績を基に、2025年開催の大阪・関西万博における関連需要が期待されております。

『衛生管理機器』につきましては、コロナ禍において、前年同期は逼迫する消毒液不足の状況から除菌水等の売上が業績に寄与いたしました。当連結会計年度は従来から導入している病院関連施設・老健施設におきましては、引き続き導入が拡がりました。しかしながら、メインターゲットの一つとしている飲食業界・施設におきましては、業界そのものが回復していないため、関心は高いものの広く導入には至りませんでした。また、新製品の投入も当初の計画から遅れたことにより売上及び収益に影響を与えることとなりました。

以上の結果、売上高2,469,269千円（前年同期比14.8%減）、営業利益141,796千円（同19.3%減）となりました。

【メンテナンス事業】

創立以来51年にわたる実績のあるメンテナンス事業は、当社独自の仕組みであり、継続的な収益を得られるリカーリング型のビジネスモデルであります。コロナ禍におきましては、一部のお客様からの非接触の要望により多少の影響は受けましたが、在宅率が向上しメンテナンス効率が高まりました。その結果、売上高1,985,533千円（同2.7%増）、営業利益392,221千円（同22.1%増）となりました。

【HOD（水宅配）事業】

HOD（水宅配）事業につきましては、外出自粛により家庭での使用頻度が増えたことで、ウォーターサーバー及びボトルドウォーターの販売が増加いたしました。しかしながら、前年同期はボトルドウォーター配達時での除菌水の売上が業績に寄与しておりましたが、当連結会計年度はその特需が減少したことにより、粗利益率が低下いたしました。その結果、売上高1,463,751千円（同1.2%増）、営業利益123,691千円（同9.9%減）となりました。

【フランチャイズ事業】

フランチャイズ事業につきましては、2014年に事業を立ち上げ、高齢者向けの宅配事業を育成してまいりました。この宅配事業は順調に推移しております。

2018年秋より当社の業務用アルカリイオン水を用いた「水にこだわる高級食パン」食パン専門店「銀座に志かわ」をオープンいたしました。コロナ禍におきましても順調に推移し、第1次出店計画「3ヶ年（2021年末）100店舗」の目標を8ヶ月前倒しの2021年4月に達成いたしました。現在、更に2年間で100店を追加し「5ヶ年（2023年末）200店舗」の目標を掲げております。

なお、水にこだわる高級食パン「銀座に志かわ」事業においては、原材料の値上げに伴う粗利益率の低下や「食パン専門店」参入増加による競争激化の対策としての広告宣伝費用の投入、及び今後の展開を見据えた積極的な設備投資や人材投入などを実施したことにより、販管費が増加いたしました。その結果、売上高4,029,988千円（同0.8%減）、営業利益535,200千円（同19.2%減）となりました。

セグメント別売上高

区 分	令和3年1月期 (前期)		令和4年1月期 (当期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
	千円	%	千円	%
水 関 連 機 器 事 業	2,897,945	28.3	2,469,269	25.0
メ ン テ ナ ン ス 事 業	1,933,508	18.9	1,985,533	20.1
HOD (水宅配) 事業	1,446,577	14.1	1,463,751	14.8
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	4,062,940	39.7	4,029,988	40.8
調 整 額	△105,880	△1.0	△81,006	△0.8
計	10,235,091	100.0	9,867,535	100.0

(注) 1. 構成比は小数第1位未満を四捨五入して表示しております。

2. 調整額の区分は、主にセグメント間の取引売上の金額であります。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

平成27年9月に国連にて採択されました「持続可能な開発目標 (SDGs)」への取り組みとして、当社では、ペットボトル削減などのプラスチック・スマートを目的として、「ステハジ」プロジェクトを推進しております。「ステハジ」プロジェクトとは、毎日の生活の中で少しずつ、ひとりひとりの意識と行動を変えることで“使い捨ては、恥ずかしい”という考え方を啓発していくものであります。「ステハジ」プロジェクトについては、代理店や販売店、協力関係企業ともパートナーシップを組み、推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第49期 平成30. 2. 1から 平成31. 1.31まで	第50期 平成31. 2. 1から 令和 2. 1.31まで	第51期 令和 2. 2. 1から 令和 3. 1.31まで	第52期(当期) 令和 3. 2. 1から 令和 4. 1. 31まで
売 上 高 (千円)	6,466,199	8,359,578	10,235,091	9,867,535
経 常 利 益 (千円)	425,466	740,977	1,254,372	1,161,572
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	90,362	271,376	583,036	638,498
1株当たり当期純利益 (円)	18.46	56.35	118.15	122.90
純 資 産 (千円)	2,092,345	2,456,071	3,084,302	3,690,516
総 資 産 (千円)	4,806,743	5,518,464	6,257,085	6,813,776
1株当たり純資産額 (円)	398.20	424.37	507.08	598.00

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(期末自己株式数を除く)により算出しており、それぞれ小数第2位未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 業 務 内 容
株 式 会 社 O S G ウォーターテック	47,000千円	100.0%	電解水素水生成器及び浄水器等の製造、海外向け販売
欧愛水(上海)環保科技 有 限 公 司	400,000千円	100.0%	電解水素水生成器及び浄水器等の製造、販売
株式会社ウォーターネット	340,000千円	66.0%	ミネラルウォーター製造装置の販売及びウォーターサーバー並びにポトルドウォーターの宅配業務
株式会社銀座仁志川	100,000千円	66.7%	食パンの製造・販売及び、店舗のフランチャイズ展開

(注) 当連結会計年度において、欧愛水基環保科技(蘇州)有限公司は、欧愛水(上海)環保科技有限公司へ名称を変更しております。

(7) 主要な事業内容(令和4年1月31日現在)

当社グループは、「健康と環境」をキーとした生活密着型商品(現在は主として電解水素水生成器及び浄水器、水自販機、衛生管理機器、HOD(水宅配)事業、ウォータークーラー等)の開発、製造、販売に加えて、フランチャイズ事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（令和4年1月31日現在）

① 国内の主要拠点

名 称	所 在 地
株式会社OSGコーポレーション	
本 社	大阪市北区
東 京 営 業 本 部	東京都港区
札 幌 営 業 所	札幌市中央区
仙 台 支 店	仙台市青葉区
名 古 屋 支 店	名古屋市千種区
広 島 支 店	広島市中区
福 岡 支 店	福岡市博多区
その他 営業所 3拠点	
株式会社OSGウォーターテック	
本 社 川 越 工 場	埼玉県川越市
株式会社ウォーターネット	
本 社	東京都中央区
株式会社銀座仁志川	
本 社	東京都中央区

② 海外の主要拠点

名 称	所 在 地
欧愛水（上海）環保科技有限公司	中国上海市

(9) 従業員の状況（令和4年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
355名（355名）	19名減（169名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. () は外書きで、臨時従業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
207名（53名）	9名減（21名増）	39才6ヵ月	13年8ヵ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. () は外書きで、臨時従業員数であります。

(10) 主要な借入先（令和4年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	533,350
株式会社三井住友銀行	300,000
株式会社みずほ銀行	193,332
株式会社関西みらい銀行	120,000

2. 会社の株式に関する事項（令和4年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,600,000株
 ② 発行済株式の総数 5,500,000株
 （自己株式 304,880株を含む）
 ③ 株主数 4,094名
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 愛 コ ス モ ス	2,000,000株	38.50%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	223,120	4.29
O S G 社 員 持 株 会	217,270	4.18
湯 川 剛	121,680	2.34
湯 川 大	99,000	1.91
湯 川 学	99,000	1.91
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	97,580	1.88
吉 田 晴 雄	72,700	1.40
畑 勝	71,500	1.38
邵 潔	71,400	1.37

（注） 持株比率は自己株式（304,880株）を控除して算出しております。また、小数第2位未満を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員（当社役員であった者を含む。）に対し交付された株式の状況
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（令和4年1月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
湯川 剛	取締役会長（代表取締役）	㈱三愛コスモス代表取締役社長 ㈱銀座仁志川代表取締役会長
山田 啓輔	取締役社長（代表取締役）	㈱ウォーターネット代表取締役社長 ㈱銀座仁志川取締役
溝端 雅敏	取締役副会長	㈱OSGウォーターテック代表取締役社長 欧愛水（上海）環保科技有限公司董事長
大垣 雅宏	取締役（営業本部長）	㈱OSGウォーターテック取締役
佐藤 八枝子	取締役	㈱銀座仁志川取締役
安岡 正彦	取締役（管理部長）	㈱ウォーターネット監査役
奈良 利彦	取締役（監査等委員・常勤）	㈱OSGウォーターテック監査役
山口 克隆	取締役（監査等委員）	公認会計士
岡村 英祐	取締役（監査等委員）	弁護士

(注) 1. 事業年度中の役員の異動に関する事項

取締役（監査等委員・常勤）藤沢和一氏は、令和3年4月6日に逝去により退任いたしました。

大垣雅宏氏は、令和3年4月27日付で取締役に就任いたしました。

奈良利彦、山口克隆及び岡村英祐の3氏は、令和3年4月27日付で取締役（監査等委員）に就任いたしました。

坂本守孝及び遠藤富祥の両氏は、令和3年4月27日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。

山田啓輔氏は、令和3年4月27日付で代表取締役社長に就任いたしました。

溝端雅敏氏は、令和3年4月27日付で取締役副会長に就任いたしました。

2. 取締役（監査等委員）奈良利彦氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、会計監査人、内部監査室等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 取締役（監査等委員）山口克隆及び岡村英祐の両氏は、社外取締役であります。また、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。

4. 取締役（監査等委員・常勤）奈良利彦氏は、当社取締役（内部監査担当）を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（監査等委員）山口克隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（監査等委員）岡村英祐氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務並びに法律に関する相当程度の知見を有しております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、取締役（監査等委員・常勤）奈良利彦、取締役（監査等委員）山口克隆及び岡村英祐の3氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(2) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、イ. 内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の役員の報酬の決定については役員報酬規程に基づき、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法の取り扱いを取締役会で協議のうえで決定しております。当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会から委任された代表取締役会長及び社長であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、当社の業績を勘案したうえで各取締役の職務・職責・成果などの評価をもとに、報酬額を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長及び社長が最も適しているからであります。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、監査等委員の協議にて決定しております。

当事業年度における、当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容については、概ね前事業年度の報酬実績を踏襲する方針のもと、代表取締役会長湯川剛及び社長溝端雅敏（令和3年4月26日まで）並びに山田啓輔（令和3年4月27日から）に一任しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

定めておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

定めておりません。

d. 報酬等の割合に関する方針

固定報酬しか定めていないため、割合の決定に関する方針は定め

ておりません。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬に関しては、月額支給としております。その他の報酬については、支給することを定めておりませんので、条件等の決定に関する方針は定めておりません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	59,300 (-)	59,300 (-)	- (-)	- (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6,834 (3,700)	6,834 (3,700)	- (-)	- (-)	6 (4)
合 計 (うち社外取締役)	66,134 (3,700)	66,134 (3,700)	- (-)	- (-)	11 (4)

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成29年4月27日開催の第47期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額120百万円以内(ただし、従業員分給与は含まない)、取締役(監査等委員)について年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名、取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

3. 上記には、役員退職慰労引当金として当事業年度に計上した5,320千円が含まれておりません。

取締役(監査等委員を除く) 5名 4,800千円

取締役(監査等委員) 6名 520千円(うち社外取締役4名は300千円)

4. 当事業年度末日現在の取締役(監査等委員を除く)は6名、取締役(監査等委員)は3名(うち社外取締役は2名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、令和3年4月6日付で逝去により退任した取締役(監査等委員)1名及び令和3年4月27日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役(監査等委員)2名が含まれることと、無報酬の取締役(監査等委員を除く)が1名在任しているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 口 克 隆	令和3年4月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には12回中12回出席し、また、監査等委員会には9回中9回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。
	岡 村 英 祐	令和3年4月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には12回中12回出席し、また、監査等委員会には9回中9回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

当社の内部統制の充実に向けての基本方針及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

平成17年7月制定の「コンプライアンスポリシー」並びに「コンプライアンス規程」を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育、周知徹底等を行う。

内部監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行動等について、従業員が直接情報提供を行う手段は、「コンプライアンス規程」に定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、品質、安全、情報セキュリティ及び輸出入管理等に係るリスクについては、業務の健全性を確保するために、担当部署にて、規程・規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとする。

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部が行うものとする。

また、新たに生じたリスクについては、総務部にて確認し、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標や目標を達成するための施策を議論を踏まえて決定し、当事者の参画意識を高める。

業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び施策を権限と責任をもって効率的に達成していく方法を定め、IT等の活用や記録等により、定例的に進捗状況をレビューし、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

内部統制担当部署は、グループ各社の業務を所管する部署と連携して、グループ各社における内部統制に関する状況を把握し、必要に応じて指導を行うとともに当社取締役会に報告する。

(6) 監査等委員がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室との協議により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。

監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室長は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査等委員に報告する等、あらかじめ取締役（監査等委員である取締役を除く。）と協議して定めた監査等委員に対する報告事項について適時報告する。

また、監査等委員が閲覧する資料、監査等委員が出席する会議を明確にし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）への周知徹底を行う。

(8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会に取締役（監査等委員である取締役を除く。）とのヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長と定期的に意見交換を実施する。

(9) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、月1回「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規定等の遵守状況を審議しております。当社の取締役会は、月1回開催し、グループ各社の経営課題等について全役員の問題意識を共有しております。また当社各部門から毎月の活動状況の報告を受け、取締役の情報共有と経営管理の充実を図っております。当社の内部監査室は、全国の拠点を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を、代表取締役及び監査等委員に報告しております。当社の監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、審議しております。各監査等委員は、取締役会において発言を行い、常勤監査等委員は、この他重要な会議に出席し、発言、調査する等監査の充実を図っております。

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和4年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,477,332	流 動 負 債	2,166,391
現金及び預金	2,636,041	支払手形及び買掛金	364,197
受取手形及び売掛金	1,047,259	短期借入金	1,030,000
商品及び製品	280,469	一年内返済予定長期借入金	136,590
原材料及び貯蔵品	382,675	未払法人税等	124,851
その他	149,094	賞与引当金	45,806
貸倒引当金	△18,207	返品調整引当金	1,317
		その他	463,628
固 定 資 産	2,336,443	固 定 負 債	956,867
有 形 固 定 資 産	1,568,182	長期借入金	255,136
建物及び構築物	733,267	退職給付に係る負債	205,483
機械装置及び運搬具	22,660	役員退職慰労引当金	154,587
土地	723,955	資産除去債務	102,821
工具器具及び備品	86,849	その他	238,839
その他	1,450	負 債 合 計	3,123,259
無 形 固 定 資 産	246,693	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	59,476	株 主 資 本	3,060,760
借地権	178,000	資本金	601,000
その他	9,217	資本剰余金	689,030
投資その他の資産	521,567	利益剰余金	1,908,063
投資有価証券	5,319	自己株式	△137,332
繰延税金資産	100,017	その他の包括利益累計額	45,920
その他	435,822	為替換算調整勘定	45,920
貸倒引当金	△19,590	非支配株主持分	583,835
		純 資 産 合 計	3,690,516
資 産 合 計	6,813,776	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,813,776

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和3年2月1日から
令和4年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,867,535
売 上 原 価		4,774,284
売 上 総 利 益		5,093,250
販売費及び一般管理費		3,952,178
営 業 利 益		1,141,072
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	794	
助成金収入	4,239	
違約金収入	12,321	
その他の	20,508	37,863
営 業 外 費 用		
支払利息	4,784	
支払手数料	450	
減価償却費	2,440	
為替差損	1,938	
その他の	7,749	17,363
経 常 利 益		1,161,572
特 別 損 失		
固定資産除却損	4,263	
投資有価証券評価損	6,300	10,563
税金等調整前当期純利益		1,151,008
法人税、住民税及び事業税	369,740	
法人税等調整額	1,171	370,912
当 期 純 利 益		780,096
非支配株主に帰属する当期純利益		141,597
親会社株主に帰属する当期純利益		638,498

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和3年2月1日から
令和4年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和3年2月1日残高	601,000	689,030	1,451,395	△137,216	2,604,209
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△181,831	-	△181,831
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	638,498	-	638,498
自己株式の取得	-	-	-	△115	△115
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	456,667	△115	456,551
令和4年1月31日残高	601,000	689,030	1,908,063	△137,332	3,060,760

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換 算定 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
令和3年2月1日残高	30,178	30,178	449,914	3,084,302
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△181,831
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	638,498
自己株式の取得	-	-	-	△115
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	15,742	15,742	133,921	149,663
連結会計年度中の変動額合計	15,742	15,742	133,921	606,214
令和4年1月31日残高	45,920	45,920	583,835	3,690,516

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数…………… 11社

ロ. 主要な連結子会社の名称……………(株)OSGウォーターテック、欧愛水（上海）環保科技
有限公司、(株)ウォーターネット、(株)銀座仁志川
その他7社

このうち、欧愛水基環保科技（蘇州）有限公司については、当連結会計年度において、
欧愛水（上海）環保科技有限公司へ商号を変更しております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたその他1社については清算した
ため、連結の範囲から除いております。

また、連結子会社であった(株)OSGコミュニケーションズは、(株)OSGコーポレーシ
ョンを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

ハ. 非連結子会社の数…………… 1社

なお、非連結子会社1社は事業を開始しておらず、総資産、売上高、当期純損益（持
分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算
書類に及ぼす影響は軽微であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法非適用非連結子会社又は関連会社の状況

持分法非適用非連結子会社の数…………… 1社

なお、持分法を適用していない非連結子会社1社は事業を開始しておらず、当期純損益
（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連
結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社について、連結計算書類の
作成に当たっては、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用してお
ります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 15年～39年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金

将来予想される売上返品に備えるため、返品実績率等を勘案し、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によるっております。

また、連結子会社のうち(株)OSGウォーターテック及び(株)ウォーターネットにおいては、従業員退職金の全額について中小企業退職金共済制度に加入しており、当連結会計年度の掛金拠出額を退職給付費用として処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によるっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表

前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「資産除去債務」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「資産除去債務」は43,621千円であります。

(2) 連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「違約金収入」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「違約金収入」は1,084千円であります。

(3) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

フランチャイズ事業

有形固定資産 288,115千円

無形固定資産 179,545千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産は主に事業セグメントを基準としてグルーピングを行っておりますが、フランチャイズ事業セグメントではフランチャイズ加盟店の他に直営店を出店しており、直営店については店舗を基準としてグルーピングを行っております。

減損の兆候の把握においては、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みであるか、資産又は資産グループの市場価格が著しく下落しているか等について検討しております。

翌連結会計年度以降の営業損益の見積りは、過去の実績や市場環境を反映して不確実性も考慮した事業計画を基礎としております。新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡がり方や収束時期等についての統一的な見解は発表されておりませんが、各地域での感染拡大収束、経済活動再開に伴い当社グループの製商品の需要は徐々に回復していくと仮定しております。

減損の兆候の把握は慎重に検討しておりますが、市場環境の変化及び会社の経営状況により、上述の見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡がり方や収束時期等についての統一的な見解は発表されておりませんが、各地域での感染拡大収束、経済活動再開に伴い当社グループの製商品の需要は徐々に回復していくと仮定しております。

繰延税金資産の回収可能性については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して見積り及び判断を行っておりますが、当連結会計年度において、その全額が回収可能であると判断しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,365,367千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	115,999千円
土地	723,445千円
定期預金	145,000千円
② 担保に係る債務	
短期借入金	500,000千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	346,682千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,500,000	—	—	5,500,000
合計	5,500,000	—	—	5,500,000

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和3年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	181,831	35	令和3年1月31日	令和3年4月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

付 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和4年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	207,804	40	令和4年1月31日	令和4年4月28日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、余裕資金の範囲内での運用に限定し、当社グループ運用方針に基づき、主に安全性の高い金融資産で運用しております。当社グループが保有する金融商品には売上債権や投資有価証券があり、売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期及び長期借入金は、設備投資や運転資金の調達を目的としたものであり、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成及び更新を行い、手許流動性を管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。当連結会計年度末現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、以下の表には含めておりません。（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,636,041	2,636,041	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,047,259	1,047,259	－
(3) 長期貸付金	9,793		
貸倒引当金（※）	3,918		
差引	5,874	5,727	△147
資産計	3,689,175	3,689,028	△147
(1) 支払手形及び買掛金	364,197	364,197	－
(2) 未払法人税等	124,851	124,851	－
(3) 短期借入金	1,030,000	1,030,000	－
(4) 長期借入金 一年内返済予定長期借入金を含む	391,726	391,167	△558
(5) リース債務	34,465	34,256	△208
負債計	1,945,241	1,944,473	△767

（※）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金

短期借入金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

リース債務は、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる株式

(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非 上 場 株 式	5,319

8. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要なものはないため、開示を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	598.00円
1株当たり当期純利益	122.90円

10. 企業結合に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、令和2年11月20日開催の取締役会決議に基づき、当社100%出資の連結子会社である㈱OSGコミュニケーションズを令和3年2月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

イ. 結合当事企業の名称

(吸収合併存続会社) ㈱OSGコーポレーション

(吸収合併消滅会社) ㈱OSGコミュニケーションズ

ロ. 事業の内容

電解水素水生成器の販売

② 企業結合日

令和3年2月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、㈱OSGコミュニケーションズを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

㈱OSGコーポレーション

⑤ その他取引の概要に関する事項

国内水関連機器事業の経営資源の統合・集約による経営効率の向上を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年3月28日

株式会社 O S G コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須藤 英哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 O S G コーポレーションの令和3年2月1日から令和4年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 O S G コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又

は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの第52期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、連結計算書類について取締役及び従業員等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年3月30日

株式会社OSGコーポレーション	監査等委員会
常勤監査等委員	奈良利彦 ㊟
監査等委員（社外取締役）	山口克隆 ㊟
監査等委員（社外取締役）	岡村英祐 ㊟

貸借対照表

(令和4年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,476,503	流動負債	1,360,483
現金及び預金	778,697	支払手形	5,262
受取手形	101,289	電子記録債務	35,748
電子記録債権	52,822	買掛金	98,150
売掛金	387,421	短期借入金	800,000
商品及び製品	64,973	一年内返済予定長期借入金	88,350
原材料及び貯蔵品	3,643	未払金	187,765
前払費用	20,466	リース債務	10,462
未収入金	31,287	未払法人税等	42,980
未収還付法人税等	28,176	未払消費税等	20,707
その他	8,084	預り金	7,919
貸倒引当金	△359	賞与引当金	35,520
固定資産	2,726,978	返品調整引当金	17
有形固定資産	1,243,737	その他	27,599
建物	453,916	固定負債	565,859
構築物	11,573	長期借入金	65,000
機械及び装置	6,695	リース債務	16,239
車両運搬具	0	退職給付引当金	205,483
工具器具備品	46,146	役員退職慰労引当金	150,400
土地	723,955	資産除去債務	36,736
建設仮勘定	1,450	その他	92,000
無形固定資産	26,713	負債合計	1,926,342
ソフトウェア	19,544	純資産の部	
その他	7,169	株主資本	2,277,139
投資その他の資産	1,456,526	資本金	601,000
投資有価証券	1,144	資本剰余金	1,189,230
関係会社株式	917,017	資本準備金	390,401
関係会社出資金	135,932	その他資本剰余金	798,828
長期貸付金	9,793	利益剰余金	624,241
保険積立金	272,958	利益準備金	20,000
長期営業債権	1,796	その他利益剰余金	604,241
繰延税金資産	81,935	繰越利益剰余金	604,241
その他	63,166	自己株式	△137,332
貸倒引当金	△27,218	純資産合計	2,277,139
資産合計	4,203,481	負債・純資産合計	4,203,481

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和3年2月1日から
令和4年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,221,764
売 上 原 価		1,485,273
売 上 総 利 益		2,736,491
販売費及び一般管理費		2,286,075
営 業 利 益		450,416
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31,060	
受 取 賃 貸 料	20,531	
そ の 他	22,464	74,056
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,301	
支 払 手 数 料	450	
減 価 償 却 費	2,152	
賃 貸 原 価	21,172	
そ の 他	1,226	28,302
経 常 利 益		496,170
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	14,820	14,820
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,300	6,300
税 引 前 当 期 純 利 益		504,690
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	121,796	
法 人 税 等 調 整 額	1,680	123,476
当 期 純 利 益		381,214

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年2月1日から
令和4年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 繰越利益 剰 余 金
令和3年2月1日残高	601,000	390,401	798,828	1,189,230	20,000	404,858	424,858
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△181,831	△181,831
当期純利益	—	—	—	—	—	381,214	381,214
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	199,382	199,382
令和4年1月31日残高	601,000	390,401	798,828	1,189,230	20,000	604,241	624,241

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
令和3年2月1日残高	△137,216	2,077,872	2,077,872
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	△181,831	△181,831
当期純利益	—	381,214	381,214
自己株式の取得	△115	△115	△115
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△115	199,266	199,266
令和4年1月31日残高	△137,332	2,277,139	2,277,139

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

…総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

…定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～39年

無形固定資産（リース資産を除く）

…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 返品調整引当金……………将来予想される売上返品に備えるため、返品実績率等を勘案し、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

⑤ 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理の方法

…税抜方式によっております。

2. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡がり方や収束時期等についての統一的な見解は発表されておりませんが、各地域での感染拡大収束、経済活動再開に伴い当社の製商品の需要は徐々に回復していくと仮定しております。

固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して見積り及び判断を行っておりますが、当事業年度において、貸借対照表に計上した固定資産に減損の兆候は識別しておらず、また繰延税金資産については、その全額が回収可能であると判断しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

短期金銭債権	39,038千円
長期金銭債権	26,889千円
短期金銭債務	107,276千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,232,951千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	114,599千円
構築物	1,399千円
土地	723,445千円

② 担保に係る債務

短期借入金	500,000千円
長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）	153,350千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	85,538千円
	仕入高	1,131,268千円
	販売費及び一般管理費	8,259千円
営業取引以外の取引	受取賃貸料	20,531千円
	受取配当金	30,963千円
	雑収入	15,965千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	304,810	70	—	304,880
合計	304,810	70	—	304,880

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	2,834千円
貸倒引当金	8,433千円
賞与引当金	10,862千円
返品調整引当金	5千円
退職給付引当金	62,836千円
役員退職慰労引当金	45,992千円
投資有価証券評価損	9,129千円
関係会社株式評価損	59,325千円
関係会社出資金評価損	80,751千円
減損損失	74,394千円
資産除去債務	11,995千円
その他	13,630千円
繰延税金資産小計	380,191千円
評価性引当額	△292,186千円
繰延税金資産合計	88,005千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△6,069千円
繰延税金負債合計	△6,069千円
繰延税金資産の純額	81,935千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種 類	氏名又は会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科 目	期末残高 (千円) (注1)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	株式会社 藤ドゥーイング	10,000	健康機器、健康食品の販売	—	—	商品の売上	商品の売上 (注2)	5,756	電子記録債	4,312
									売掛金	200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社商品の販売については、他の取引先の条件を勘案し交渉の上決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名 称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科 目	期末残高 (千円) (注1)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 株式会社 OSGウォーターテック	47,000	電解水素水生成器及び浄水器等の製造、海外向け販売	所有 直接 100	兼任 3名	製品の仕入	製品の仕入 (注2)	1,124,504	電子記録債務	26,327
							家賃の受取 (注3)	19,444	買掛金	76,544
									—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 購入価格については、総原価を勘案し、交渉の上決定しております。

3. 取引価格については、土地賃借料及び減価償却費などを勘案し、交渉の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	438.32円
1株当たり当期純利益	73.38円

9. 企業結合に関する注記

(連結子会社の吸収合併)

当社は、令和2年11月20日開催の取締役会決議に基づき、当社100%出資の連結子会社である㈱OSGコミュニケーションズを令和3年2月1日付で吸収合併いたしました。

なお、詳細につきましては、連結計算書類「10. 企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年3月28日

株式会社 O S G コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 田	明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須 藤	英 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 O S G コーポレーションの令和3年2月1日から令和4年1月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年3月30日

株式会社OSGコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 奈良利彦 ㊞

監査等委員（社外取締役） 山口克隆 ㊞

監査等委員（社外取締役） 岡村英祐 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、207,804,800円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和4年4月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<u>(附則)</u>
(新設)	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	湯川剛 (昭和22年1月15日生)	昭和40年4月 藤井会計事務所入所 昭和45年8月 ㈱大阪三愛（現当社）設立 代表取締役社長 昭和62年4月 ㈱新大和百貨店（現㈱三愛コスモス）譲受 同社代表取締役社長（現任） 平成2年4月 ㈱ジーエーティ研究所設立 同社代表取締役社長（現任） 平成16年5月 天年三愛環保科技（蘇州）有限公司（現欧愛水（上海）環保科技有限公司）設立 同社董事長 平成18年2月 ㈱ニチデン（現㈱OSGウォーターテック）代表取締役会長 平成18年10月 ㈱ウォーターネット代表取締役社長 平成19年4月 当社代表取締役会長、CEO（現任） 平成22年9月 珠海欧愛水基水科技有限公司（現上海欧愛水基水科技有限公司）董事長 平成25年3月 ㈱ウォーターネット代表取締役会長（現任） 令和2年4月 ㈱銀座仁志川代表取締役会長（現任）	121,680株
<p>【候補者とした理由】 湯川剛氏は、創業者であり、当社の代表取締役会長を務め、当社グループの経営の指揮を執り、経営者としての見識、豊富な経験を有していることから、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	やま だ けい すけ 山 田 啓 輔 (昭和46年10月4日生)	平成6年4月 ㈱オーエスジーコーポレーション (現当社) 入社 平成15年8月 当社営業部長 平成23年2月 当社西日本担当営業本部長 平成25年3月 ㈱ウォーターネット代表取締役社 長 (現任) 平成25年4月 当社取締役 令和3年4月 当社代表取締役社長 (現任) 令和3年5月 ㈱銀座仁志川取締役 (現任)	11,030株
【候補者とした理由】 山田啓輔氏は、平成25年3月より子会社の代表取締役社長を務め、令和3年4月より当社代表取締役社長を務めるなど、当社グループでの企業経営並びに営業部門に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。)として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
3	みぞ ばた まさ とし 溝 端 雅 敏 (昭和43年2月6日生)	昭和61年4月 ㈱大阪三愛 (現当社) 入社 平成10年2月 当社取締役事業部長 平成12年1月 ㈱ジーエーティ研究所取締役 (現任) 平成19年4月 当社代表取締役社長 平成19年9月 ㈱ウォーターネット取締役 平成21年2月 ㈱ニチデン (現㈱OSGウオータ ーテック) 代表取締役社長 平成28年3月 ㈱OSGウオーターテック取締役 平成29年4月 ㈱OSGコミュニケーションズ代 表取締役社長 平成29年9月 欧愛水基環保科技 (蘇州) 有限公 司 (現欧愛水 (上海) 環保科技有 限公司) 董事長 (現任) 令和3年3月 ㈱OSGウオーターテック代表取 締役社長 (現任) 令和3年4月 当社取締役副会長 (現任)	17,970株
【候補者とした理由】 溝端雅敏氏は、平成19年4月から令和3年4月まで当社の代表取締役社長を務め、令和3年3月より子会社の代表取締役社長を務めるなど、当社グループでの企業経営並びに営業部門に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。)として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	おおがきまさひろ 大垣雅宏 (昭和45年4月26日生)	平成6年4月 ㈱オーエスジーコーポレーション(現当社)入社 平成15年8月 当社営業部長 平成23年2月 当社東日本担当営業本部長 平成25年3月 当社営業本部長 平成25年4月 当社取締役 平成27年8月 当社取締役事業部長 平成31年4月 ㈱OSGコミュニケーションズ取締役 令和3年3月 ㈱OSGウォーターテック取締役(現任) 令和3年4月 当社取締役営業本部長(現任)	11,160株
【候補者とした理由】 大垣雅宏氏は、令和3年4月より当社の取締役営業本部長を務めており、当社グループでの営業部門に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	さとうやまこ 佐藤八枝子 (昭和30年8月27日生)	昭和49年4月 三菱金属㈱(現三菱マテリアル㈱)入社 平成12年2月 ㈱ニチデン(現㈱OSGウォーターテック)入社 平成24年2月 ㈱OSGウォーターテック取締役 平成28年3月 同社代表取締役社長 令和2年4月 当社取締役(現任) 令和3年5月 ㈱銀座仁志川取締役(現任)	7,500株
【候補者とした理由】 佐藤八枝子氏は、平成28年3月から令和3年3月まで子会社の代表取締役社長を務め、令和3年5月より子会社の取締役を務めており、当社グループでの企業経営並びに管理部門における豊富な経験と知識を有していることから、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
6	やすおかまさひこ 安岡正彦 (昭和43年11月8日生)	昭和62年4月 ㈱大阪三愛(現当社)入社 平成24年4月 ㈱OSGコミュニケーションズ監査役 平成25年4月 当社業務部長 平成27年2月 当社経理部長 平成28年8月 当社財務部長 令和2年4月 当社取締役管理部長(現任) 令和3年4月 ㈱ウォーターネット監査役(現任)	1,400株
【候補者とした理由】 安岡正彦氏は、令和2年4月より当社の取締役管理部長を務めており、当社グループでの管理部門における豊富な経験と知識を有していることから、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

(注) 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上

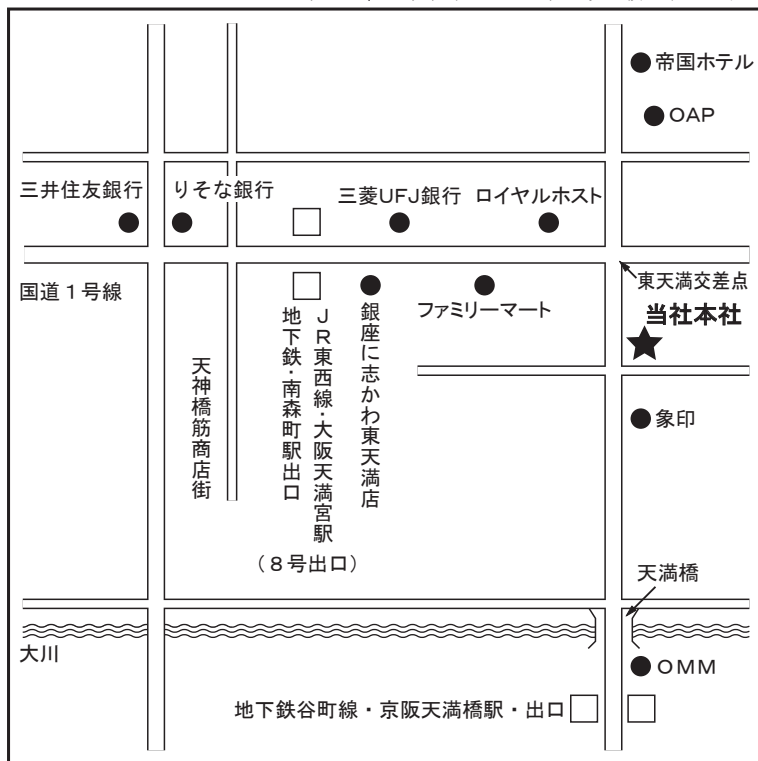
メ モ

株主総会会場ご案内図

会場 〒530-0043 大阪市北区天満一丁目26番3号
当社本社 9階会議室

☎ 06-6357-0101

状況に応じて、第2会場へご案内させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



交通機関 地下鉄・京阪天満橋駅、地下鉄南森町駅より徒歩約8分
JR大阪天満宮駅より徒歩約7分